

内閣総理大臣  
野田 佳彦 様

東日本大震災津波に関する要望書

平成24年10月27日

岩手県知事 達増拓也



## 東日本大震災津波に関する要望項目

### 【重点要望項目】

#### I 横断的事項

- 1 東日本大震災復興事業予算の精査と復興財源の確保・充実等…………… 2  
(財務省、復興庁)
- 2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等 …… 2  
(復興庁)
- 3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保 …… 3  
(総務省・復興庁)
- 4 復興事業の進捗状況を踏まえた予算執行の柔軟化…………… 4  
(全省庁)
- 5 復興特区制度の柔軟な運用 …………… 4  
(全省庁)
- 6 被災地復興のための人的支援 …………… 4  
(全省庁)

#### II 「安全」の確保

- 7 災害廃棄物(がれき)等の処理に向けた支援 …………… 5  
(環境省)
- 8 災害復旧事業の制度改善等 …………… 5  
(国土交通省)
- 9 地域の実態に即した復興まちづくりの推進 …………… 5  
(国土交通省)
- 10 復興事業としての社会資本整備等の促進 …………… 6  
(国土交通省・総務省)
- 11 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置…………… 7  
(国土交通省・総務省)
- 12 鉄道の早期復旧に向けた国の全面的な支援…………… 8  
(国土交通省・総務省・復興庁)
- 13 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援 …… 8  
(国土交通省)
- 14 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 …………… 9  
(経済産業省)
- 15 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 …………… 9  
(全省庁)

### Ⅲ 「暮らし」の再建

- 16 被災者の生活再建に対する支援 ..... 10  
(内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁・金融庁)
- 17 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援 ..... 11  
(厚生労働省)
- 18 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援 ..... 11  
(厚生労働省)
- 19 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金及び利用料の免除等に対する財政支援 .. 12  
(厚生労働省)
- 20 文教環境の復旧・復興支援 ..... 12  
(文部科学省・復興庁)

### Ⅳ 「なりわい」の再生

- 21 農林水産業の復旧・復興支援 ..... 13  
(文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)
- 22 被災企業等への支援策の拡充 ..... 17  
(経済産業省)
- 23 「産業再生特区」等による産業集積支援 ..... 18  
(復興庁・経済産業省)
- 24 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築 ..... 19  
(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 25 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築 ..... 19  
(文部科学省・国土交通省)
- 26 国際リニアコライダー(ILC)の誘致 ..... 19  
(文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)
- 27 観光復興に向けた支援策の拡充 ..... 20  
(国土交通省)

# 東日本大震災津波に関する要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から1年7か月が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（10月24日現在）で、死者4,671人、行方不明者1,195人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万4千棟を超えており、被災地の方々にとっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のもと、計12次にわたる補正予算を編成するとともに、昨年8月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づく取組を進めてきたところであり、「復興元年」となる平成24年度においても、過去最大規模となる当初予算を確保し、復旧・復興に向けた取組を力強く推進していくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、平成23年度の補正予算措置や「東日本大震災復興基本法」等の制定、さらには復興庁の設置など、被災地の復興に向けてご尽力いただいているところですが、今後も、被災地の状況に応じて予算を追加措置いただくとともに、平成25年度政府予算の編成に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

## 【重点要望項目】

### I 横断的事項

#### 1 東日本大震災復興事業予算の精査と復興財源の確保・充実等 (財務省、復興庁)

復興事業予算について、被災地の復興と直接関連のない事業に使われていることによって、被災地への事業予算が十分に措置されない状況になっているのではないか等の批判がなされていることを踏まえ、復興事業予算の精査を進められるとともに、被災地の復興に必要な事業が着実に実施されるよう、平成 25 年度政府予算においても、引き続き、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源の確保・充実を図ること

#### 2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等 (復興庁)

地方公共団体がその地域の特性に即して、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的として交付する「復興交付金」の趣旨を踏まえ、地方が創意工夫を発揮して事業を実施することができるよう、復興交付金等の柔軟な制度運用について留意すること

- (1) 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図ること
- (2) 復興のための事業は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保すること
- (3) 漁業集落防災機能強化事業等、県を經由して市町村に交付する間接補助事業については、事業の迅速かつ柔軟な実施を可能にするため、市町村への直接補助事業とすること
- (4) 基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、対象となる事業が限られていることから、対象事業を拡大すること。また、事業着手前に担当省庁からの同意を得る必要があり、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、事前承認制を廃止すること

- (5) 復興関連事業の実施には多大な事業費が必要であるが、復興交付金は基幹事業として5省 40 事業が交付対象とされており、県が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置を図ること
- (6) 「社会資本整備総合交付金（復興）」に係る地方負担に対する財政措置等について、平成 25 年度以降も、復興が完了するまでの間、「復興交付金」と同等の財政支援を講じること
- (7) 被災市町村においては、現在、復旧・復興のさまざまな取組にマンパワーを重点化させているところであり、それら市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

### 3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保（総務省・復興庁）

今後の復興を円滑に進めるためには、復旧から復興へと移行しつつある中で、被災地の財政需要の変化を的確に捉え、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ることが不可欠である。

本県においては、平成 25 年度以降、県の復興実施計画に掲げる大規模な復興事業等の本格着手が見込まれるが、こうした事業等の地方負担分についても確実に財源措置を図ること

また、被災施設の再建に係る用地確保が困難等の理由により、復旧事業に着手できない事例も生じているが、こうした事業の地方負担分の算定については、被災地の実情を踏まえたものとする

さらに、昨年度創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を行うこと

#### 4 復興事業の進捗状況を踏まえた予算執行の柔軟化（全省庁）

復興事業が本格化しつつある中、住民との合意形成や事業用地の確保などに一定の時間が必要となっているものもあり、事業の完了まで不測の時間を要する状況や、それに伴い各種補助対象事業等の進捗に遅れが生じる恐れもあることから、下記の措置を講じること

- (1) 災害復旧事業は、まちづくり計画等の進捗に応じて実施する必要があることから、事業実施期間の延長とともに、適切な予算配分をおこなうこと

また、事故繰越となる場合についても、手続の大幅な簡素化など、弾力的な運用を図ること

- (2) 社会資本整備総合交付金（復興）で実施する防潮堤等、災害復旧事業と一体的に整備するものについては、同様の弾力的な運用を図ること

- (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、共同利用漁船等復旧支援対策事業等の復興事業について、平成 25 年度以降も継続して事業実施するとともに、相当期間の繰越を認めること

また、繰越手続の簡略化などの弾力的な運用を図ること

#### 5 復興特区制度の柔軟な運用（全省庁）

被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、復興特区制度の柔軟な運用を図るとともに、現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係市町村の事務負担をさらに大きくしないために、許認可事務を含め、計画作成に係る事務手続の一層の簡素化等を図ること

#### 6 被災地復興のための人的支援・財源措置（全省庁）

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術者や、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となる。

- (1) 本県においては、任期付職員の採用、退職者の再任用制度の積極的活用や被災市町に対する職員派遣などを行っているが、復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、



- 国等の関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと
- (2) 復興事業が本格化する中で、スピード感のある事業実施や被災者支援等を行っていくためには、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国や民間企業を退職した職員を国において任期付職員として採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度の創設について検討すること
  - (3) 地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされているが、次年度以降においても継続するとともに、国や独立行政法人からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないよう配慮すること
  - (4) 本格的な復旧・復興事業に係る事務量の増大に伴う職員不足に対し、本県では任期付職員の採用等に加え、雇用創出基金事業を活用した臨時・非常勤職員の採用による対応も行っていることから、平成 25 年度以降も同基金事業を継続すること又は任期付職員等の経費と同様に財源措置を講ずること

## Ⅱ 「安全」の確保

### 7 災害廃棄物（がれき）等の処理に向けた支援（環境省）

本県の災害廃棄物は、柱材・角材が当初の推計を大きく下回る一方で、土砂分や津波堆積物などの不燃系廃棄物が著しく当初の推計を上回る見通しであることから、復興資材としての積極的な利用について技術的・財政的支援を強化すること

### 8 災害復旧事業の制度改善（国土交通省）

防潮堤や水門等の大規模施設の災害復旧事業における設計変更等の更なる要件緩和や事務手続の簡素化等の見直しを行うこと

### 9 地域の実態に即した復興まちづくりの推進（国土交通省）

- (1) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業以外の復旧・復興事業についても、土地利用規制等にかかる各種手続の簡素化を図ること

## (2) 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置

### ア 所有者不明土地の特別措置

所有者が不明である土地については、東日本大震災復興特別区域法において、実施主体による測量又は調査のための立入りや、筆界特定の申請など、一定の措置が講じられたところであるが、権利取得には多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるなどの特別措置を講じること

### イ 土地収用手続の迅速化等

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続において、みなし・準用規定の拡大等を図るとともに、迅速に事業者収用権が付与されるよう事業の認定要件の緩和などの特例措置を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図ること

## 10 復興事業としての社会資本整備等の促進（国土交通省・総務省）

### (1) 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間である平成30年度までに全線開通すること

### (2) 津波対策のための防災施設等の復旧・整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備すること

釜石港、大船渡港の湾口防波堤については、平成27年度末までの復旧完了の見通しが示されたところであるが、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、事業期間を前倒しのうえ、早期完成を図ること

加えて、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠

隔操作化等について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

(3) 国営メモリアル施設の整備

東日本大震災津波の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を全国に発信する拠点としてのメモリアル施設のあり方等について、早期に調査・検討を進めたうえで、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受け、被災地の復興の象徴として最も相応しい「陸前高田市高田松原地区」に国営によりメモリアル施設を整備すること

11 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置（国土交通省・総務省）

(1) 直轄事業の着実な推進と地方負担に対する支援措置

復興が完了するまでの間「復興枠」として安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと

併せて、直轄事業の地方負担について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること、又は直轄事業負担金制度を廃止すること

(2) 「復興枠」の確保等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、引き続き、「復興枠」の確保等により被災地に社会資本整備費を重点投資するとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の交付率等の引上げ、補助対象の拡充等を行うこと

併せて、復興事業等に対する社会資本整備総合交付金等の地方負担について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

(3) 道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠の拡大及び制度の継続

災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けて、被災地域と内陸部の避難先や後方支援拠点基地等を結ぶ「復興支援道路」の整備及び三陸沿岸地域の防災拠点へのアクセス道路等である「復興関連道路」の整備を、「社会資本整備総合交付金（復興）」で採択するとともに、道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠を拡大し、復興事業が完了するまで制度を

継続すること

(4) 港湾施設の早期復旧・整備に向けた支援

広範囲かつ甚大に被災した港湾施設等の早期復旧・整備に向けて、国庫補助・社会資本整備総合交付金等の補助率の引上げ、社会資本整備総合交付金（復興）の対象事業の拡充、交付税措置による地方負担の軽減を図ること

**12 鉄道の早期復旧に向けた国の全面的な支援（国土交通省・総務省・復興庁）**

J R山田線・大船渡線及び三陸鉄道は、安全で確実な公共交通機関として、地域住民の、特に交通弱者である高齢者や通学生の日常生活にとって極めて重要な路線であるとともに、観光路線として、欠かすことができない貴重な交通手段となっていることから、一体的に整備すること

(1) J R線の復旧に係る支援制度の創設及び特例措置の実施

J R山田線・大船渡線の早期復旧のため、東日本旅客鉄道㈱の過大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による新たな支援制度を創設すること

また、市町村が避難路を整備するに当たり、踏切の増設が可能となるよう、特例的な措置を講じること

(2) 三陸鉄道の復旧に対する財政支援

三陸鉄道の全線復旧は、平成26年4月を予定しており、それまでの間引き続き、財政支援措置（国庫補助、県及び市町村負担に対する震災復興特別交付税措置）を講じること

**13 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援（国土交通省）**

本県と名古屋圏とは、自動車関連産業など経済的な結びつきが強く、平成23年5月からF D A（フジドリームエアラインズ）によって両地域を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業面での回復や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする本県の観光振興にも大変寄与しており、震災からの復興に関して非常に重要なものであることから、引き続き、当該路線の維持・拡充に向けて、特別な配慮を行うこと

## 14 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援（経済産業省）

東日本大震災津波による発電所の被害などにより電力不足が深刻化していることから、地域に賦存する再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に取り組むこと

- (1) 風力発電のポテンシャルが集中している北海道・北東北地域への再生可能エネルギーの導入に向けて、電気事業者間の電力融通や周波数の異なる 50/60 ヘルツ間の融通拡大などの全国的な電力系統の一体的運用の推進を図るとともに、大量導入の際に送電容量不足等により電力系統への接続ができないなどの事態を回避するため、電力系統の増強のための支援措置を講ずること
- (2) 災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けて、非常時において地域内での需給バランスの確保を確立するための技術検証や非常時における送配電網の活用を可能とするよう、送配電部門の中立性確保など、電力制度の抜本的な改革を行うとともに、体制整備に必要な財政支援措置を講ずること
- (3) 現在、見直しを検討されているエネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの導入を我が国のエネルギー政策の主要な柱とし、その目標達成に向けて、更なる施策の充実を図ること

## 15 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化（全省庁）

- (1) 放射線の測定及び汚染対策については、本来国の責任において実施すべきものであり、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講ずること
- (2) 今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応を行うとともに、円滑な除染実施について、住民の不安払拭に向けたきめ細かな説明を行うなど、国がリーダーシップを発揮し責任をもって行うこと
- (3) 事故由来放射性物質に汚染された農林業系副産物等の放射性廃棄物が多量に発生しており、さらに除染によって廃棄物の大量発生が見込まれていることから、次の措置を講ずること
  - ア 農林業系副産物の焼却処理に向けた前処理等に必要となる費

用の支援措置を講じること

イ 放射性廃棄物を既存の最終処分場において処理することに伴い必要となる経費への財政支援措置を講じるとともに、必要資材の安定供給に努めること

ウ 大量の災害廃棄物に加え、放射性廃棄物を既存の最終処分場で処分した場合に、その残余容量の逼迫が想定されることから、最終処分場の拡張及や新設等への財政的支援を強化すること

(4) 国民の安全・安心の確保のため、放射線の人体への影響に係るリスクや健康影響調査の実施に関する基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること

(5) 具体的に生じた損害のみならず風評による損害についても、責任をもって賠償等が行われるよう必要な措置を講じること

### Ⅲ 「暮らし」の再建

#### 16 被災者の生活再建に対する支援（内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁・金融庁）

(1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと

さらに、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間が1年間延長されたところであるが、必要に応じてさらに延長する措置を講じること

また、応援職員宿舎として一時的に活用している応急仮設住宅を含め、必要な全ての応急仮設住宅について、災害救助法に基づく応急仮設住宅としての供与期間の延長を認め、災害救助費の対象とすること

併せて、みなし仮設住宅も含めた応急仮設住宅の供与期間延長に伴い、団地の集約や、民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用を、災害救助費の対象とすること

(2) 被災者生活再建支援制度の拡充

広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大すること

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

(4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の建設や宅地の復旧、造成、提供等を実施するため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと

また、被災住宅の再建や修繕が十分に図られるよう、被災者生活再建支援制度における支援範囲の拡大等に加え、復興基金の更なる拡充を図ること

(5) 災害弔慰金等の支給に係る認定基準等の設定

災害弔慰金の支給について、いわゆる「災害関連死」に係る申出が大幅に増加し、震災と死亡との関連性について判断が難しい事案が増大しているほか、災害障害見舞金の支給についても、震災に伴う精神疾患に係る事案が多くなっていることから、審査の迅速化や効率化が図られるよう、災害弔慰金等の支給に係る認定基準等を示していただきたいこと

その中で、災害弔慰金については自殺の認定基準を、災害障害見舞金については精神障害に係る認定基準も示していただきたいこと

## 17 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援 (厚生労働省)

「雇用復興推進事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図ること

また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付を行うとともに事業期間の延長措置を講じること

## 18 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援

## **(厚生労働省)**

### **(1) 医療施設の復旧・復興に対する支援**

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域医療再生基金の設置期間の延長を図り、柔軟な活用ができる取扱いとするとともに、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講じること

### **(2) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援**

被災した社会福祉施設及び介護保険施設等における災害復旧事業について、被災地における復興計画等を考慮し、新たなまちづくりを進める中で施設等の復旧には期間を要することが見込まれ、従前の補助事業の取扱いでは施設の再建に支障を生じることから、補助事業の実施期間の延長や事業費積算における「原形復旧の原則」の適用等について、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

### **(3) 基金を活用した取組に対する継続的な支援**

震災からの復旧・復興に向けた取組みを継続して実施していくために、安心こども基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）について、中長期にわたる制度として、安定した財源の確保を図ること

## **19 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金及び利用料の免除等に対する財政支援（厚生労働省）**

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等において、被災した被保険者及び保険者等の状況を踏まえ、一部負担金（利用者負担）の免除及び保険料（税）の減免に要した費用について、平成 24 年 9 月末までの特別の財政措置と同様の十分な財政支援を講じること

## **20 文教環境の復旧・復興支援（文部科学省・復興庁）**

### **(1) 学校・公立文教施設の復旧整備**

津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から移転復旧する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、その整備に当たっては、地方の超過負担が生じないよ



う、適切な財政支援措置を講じること

また、公立社会教育施設の災害復旧にかかる財政支援措置を継続して実施すること

併せて、原形復旧に当たらない防災機能の強化及び震災に起因する学校統合のための新築については、復興交付金制度等を継続して活用できるようにするとともに、仮設校舎等に係る用地のリース料についても、当該制度等を活用できるようにすること

(2) 児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費の全面的な財政支援を継続すること

(3) 復興教育の取組への支援

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育てる復興教育の考え方に基づいた教育活動を全県で進めていくために、引き続き各学校の取組推進に要する経費の財政支援を継続すること

(4) 教職員の確保等

児童生徒数の変動に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の中・長期的な加配措置を継続して講じること

(5) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援の拡充

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を拡充すること

また、現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、復興交付金制度を継続して活用できるようにすること

## IV 「なりわい」の再生

### 21 農林水産業の復旧・復興支援（文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、

地域の復興状況に対応した支援を継続するとともに、次の追加措置を講じること

(1) 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

ア 漁業と流通・加工業の一体的な再生

- (ア) 生産量の回復など水産業の早期復興を図るため、地域に必要な施設等を確実に整備できるよう、現行の高率補助による支援を継続すること
- (イ) 水産業の復興を担う生産者を確保・育成するため、若青年漁業者の育成や新規就業者の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援を継続、強化すること
- (ウ) 水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能の回復・強化や、防災対策の充実を図るため、移転を含めた事務所の本格的な新設整備への支援を行うこと
- (エ) 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路を再度確保するための取組を強力に支援すること
- (オ) 漁業生産の再開には、漁船や漁業資材の早期確保が重要であることから、造船メーカー等製造元に対して供給体制の増強を図るよう強く働きかけること

イ 漁港等の復旧・整備

漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援を行うこと

- (ア) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる補助事業を創設すること
- (イ) 災害復旧事業について、事業期間の延長や設計変更等の更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化等を図ること

ウ 水産業の早期復興に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、他県職員等の技術者の派遣に関する調整に向けた支援を継続するとともに、その増員を図ること

(2) 農業・農村の復旧・復興支援

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

(ア) 災害復旧事業における計画変更の重要変更要件の緩和（重要変更該当額の引き上げ）や、しゅん工認定を全て書類検査とするなど、事務手続きの簡素化を図ること

(イ) 農地海岸保全施設の復旧のための耐震設計など、実施設計等に要する経費を全額補助対象とすること

イ 復興のモデルとなる園芸団地への支援

園芸のモデル団地形成に取り組むために必要な東日本大震災農業生産対策交付金の予算を確保すること

ウ 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や新たな農村づくりに向けた復興事業等を着実に推進するためには、他県職員等の応援が引き続き必要であることから、その調整に向けた支援を継続すること

(3) 防潮林等の復旧・整備

ア 防潮林の復旧・整備への支援

がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない防潮林について、平成 25 年度以降についても、引き続き、植栽に係る特別交付税措置を講じること

イ 森林組合の機能回復等への支援

森林・林業再生プランの中核的担い手となる森林組合の事業推進機能の早期回復・強化を図るため、事務所の整備への支援を行うこと

(4) 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること

(5) 原子力発電所事故による農林水産被害等への対応

ア 畜産農家の経営安定対策等

(ア) 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制を確立すること

(イ) 検査実施に要する経費の全面的な支援を行うこと

- (ウ) 放射性物質による牧草地の汚染に伴い、必要となる代替飼料を十分に確保すること
- (エ) 牧草地の除染を早期に実施するため、東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大するとともに、全ての除染が終了するまで予算措置を継続すること
- (オ) 放射性物質により汚染され利用できなくなった農業系廃棄物の処分について、国が責任をもって、焼却等の最終処理に向けた一時保管と併せて減容化などの前処理を行う施設を整備すること

#### イ 原木しいたけ生産者の経営安定対策

- (ア) 放射性物質の影響による出荷自粛や風評被害等により、資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、支援金の交付などの経営安定対策を講じること
- (イ) 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきのこ原木等の処分に要する経費、きのこ原木の確保と新規ホダ木造成に要する経費及びホダ場の放射性物質の影響低減のための環境整備等に要する経費について、複数年度にわたる全面的な支援を行うこと
- (ウ) 安全・安心な原木しいたけを市場に提供していくための全戸検査や出荷制限解除のための検査等、検査実施に要する経費について、全面的な支援を行うこと
- (エ) 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきのこ原木等の管理・処分方法を早期に提示すること
- (オ) 出荷制限解除を行うための検査方法や、解除の条件に追加された「汚染の原因となる要因を管理等により取り除く」具体的な方法を早期に提示すること。
- (カ) 出荷制限及び出荷自粛の対象となっていない地域で生産された原木しいたけについても、市場に出荷できない状況等にあることから、この地域に係る損害賠償についても、出荷制限及び出荷自粛の対象地域と同様の内容により賠償するよう、東京電力㈱に対して指導すること

#### ウ 水産物被害等への対応

- (ア) 沿岸地域の焼却施設は災害廃棄物処理等で処理能力に余裕がなく、出荷制限の対象となった水産物の処分が困難なことから、

国において処分の受入先をあっせんするとともに、処分に要する経費について全面的な支援を行うこと

- (イ) 検査実施に要する経費について、引き続き、全面的な支援を行うこと

#### エ 風評被害の防止等

- (ア) 牛肉や原木生しいたけなどの農林水産物の安全性について、正確な情報提供やPR活動を行うこと

- (イ) 県、市町村、団体等による風評被害対策の実施に要する経費について、全面的な支援を行うこと

#### オ 放射性物質の影響防止対策

- (ア) 特用林産物及び農産物において、放射性物質の吸収抑制対策技術を早期に確立すること

- (イ) 農林業者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むために必要な予算を確保すること

#### カ 農家等に対する損害賠償の確実な実施

- (ア) 原子力損害の判定等に関する中間指針において、本県産の農林水産物を風評被害として賠償対象となる品目に追加するとともに、放射性物質の吸収抑制対策についても賠償対象に加えること

- (イ) 賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償が迅速かつ十分に行われるよう、東京電力㈱に対して指導すること

- (ウ) 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、農家等の負担が生じることのないよう措置すること

## 22 被災企業等への支援策の拡充（経済産業省）

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災市町村の復興計画が大きく影響するところであり、昨年末をもって被災全市町村の当該計画は策定されたものの、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、平成25年度以降も引き続き継続して事業実施するとともに、相当期間の繰越を認めること

また、繰越手続の簡略化などの弾力的な運用を図ること

(2) 小規模事業者への支援策の拡充

零細な小規模事業者が本格的に事業再開するためには、資金面での手厚い支援が必要であるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、地域の基幹産業や、雇用・経済規模の大きな企業群、我が国経済のサプライチェーン上重要な企業群であることなどが主な要件とされ、小規模事業者が採択され難い状況にあることから、当該補助事業の要件緩和や、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとられない大胆な支援を行うこと

(3) 仮施設整備事業の予算の確保

市町村によっては用地が確保できず、中小企業基盤整備機構に仮施設整備を申請できない場合があり、これに伴い希望してもまだ仮施設に入居できない事業者がいることから、必要となる予算を確保すること

## 23 「産業再生特区」等による産業集積支援（復興庁・経済産業省）

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講じること

(1) 産業再生特区による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した産業再生特区について、産業集積区域及び業種の追加にあたっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること

(2) 企業立地に対する支援

被災地間における産業復興の格差が拡大しないよう、新規立地に対する「ふくしま産業復興企業立地補助金」のような被災地向け補助制度の創設、「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」の対象地域の拡大、産業再生特区区域における「国内立地推進事業費補助金」の要件緩和、補助率の引き上げ、補助対象の拡大及び税制の特例措置の拡大など、企業立地の促進に向けて一層のインセンティブになるような措置を講ずること

また、浸水区域における工業用地の安全対策、高台での新たな工業用地造成及び工業用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること

## 24 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築

(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)

地震・津波により三陸沿岸域の海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や三陸海域の豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、被災した研究機関の速やかな復旧について国が全面的な支援を行うとともに、海洋物理、海洋生物、海洋地質、海洋再生可能エネルギー等広範な研究機能や実証試験機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点を国が整備すること

## 25 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築

(文部科学省・国土交通省)

本災害からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、三陸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要であることから、これらの取組を総合的に推進していくため、本県に、国際的防災研究拠点を国が整備すること

## 26 国際リニアコライダー（ILC）の誘致

(文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)

震災からの真の復興のためには、震災前の状態に戻すだけではな

く、東北、そして日本復興の象徴となる取組が求められるが、本県の北上山地が有力な候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることが真の復興につながることから、ILCの東北誘致を国として正式決定するとともに、誘致に向け必要な調査費を措置すること

## 27 観光復興に向けた支援策の拡充（国土交通省）

東日本大震災津波の影響により減少した観光客の本格的な回復と更なる増加を図るため、正確かつ迅速な情報を発信するとともに、誘客促進のための二次交通の整備などについて、総合的な支援措置を講じること